

あきる野市立小・中学校空調設備更新及び照明器具LED化業務委託（債務負担行為）
仕様書

1 件名

あきる野市立小・中学校空調設備更新及び照明器具LED化業務委託（債務負担行為）

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和17年9月30日まで

3 履行場所

あきる野市立東秋留小学校外15校（別紙1のとおり）

4 契約方法等

- (1) シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型ESCO事業）とする。なお、ここでいうシェアード・セイビングス契約とは、事業者の資金により省エネルギー等の改修を行う契約を指す。
- (2) 契約どおりに光熱費の削減ができない場合は、未達成分を事業者が補償する。
電力単価（消費税及び地方消費税含む。）
基本料金単価
1,545.80円/kW（力率割引前）
従量料金単価
夏季単価：15.77円/kWh 他季単価：14.62円/kWh
A重油単価（令和5年4月～令和6年3月の平均単価。消費税及び地方消費税含む。）
一の谷小学校：109円/L
- (3) 事業者が設置した設備については、契約終了時に所有権を本市へ譲渡すること。

5 設計施工期間

契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで

6 委託料の支払期間

令和7年10月1日から令和17年9月30日まで

7 業務内容

- (1) 学校施設の環境特性及び省エネ化を十分に勘案した、下記設備更新等に係る計画・

設計・施工及び施工監理

ア 空調設備更新

- (ア) 下記、一の谷小学校及び五日市小学校における空調設備更新の計画・設計・施工（監理含む）

一の谷小学校

吸収冷温水機（CH-K80）、クーリングタワー（CT-K80KLNZ）、冷温水ポンプ（SJ80×65L55.5）、冷却水ポンプ（SJ100×80L57.5）、エアハンドリングユニット（CH-280ED）：各1台、他付属設備

五日市小学校

氷蓄熱式空調（RTGYP160M）：12台

- (イ) 空調設備の更新に伴う受変電設備の整備（必要に応じて）
(ウ) 更新に伴う既存設備の撤去等
更新に伴い未使用となった既存空調設備及び付属設備一式

イ 照明器具LED化

- (ア) 配布資料「既存照明器具の仕様、数量」に記載した小学校及び中学校全16校（校舎、体育館及び校庭）における照明器具LED化の計画・設計・施工（監理含む）
(イ) 配布資料「既存照明器具の仕様、数量」の記載内容が現地と異なる場合は、現地の仕様・数量を優先すること。
(ウ) 照度等の基準は、学校環境衛生管理マニュアル及びJIS規格によるものとし、計画・設計において適切な照明器具を選定すること。また、器具交換前後の照度測定を行い、その結果を書面にて提出すること。
(エ) 維持管理期間中の器具の不点灯、照度低下、故障、異常等の不具合については、事業者の責任及び費用負担において交換、修繕を行うこと。

ウ 共通事項

- (ア) 近隣住民や学校活動への配慮
(イ) 作業者の安全への十分な配慮
(ウ) 詳細設計時の提出資料
設計図面、工事内訳書、設計書類（設備計算書、工程表等）
(エ) 施工時の注意事項
事業者は施工前に「施工体制台帳」「使用材料承諾申請書」「施工計画書（総合・各工種等）」を提出すること。本市は、定期的に事業者の工事施工、工事監理の状況について確認を求め、事業者は、この求めに誠実に応じるものとする。また、事業者は、本市に工事の事前説明及び施工状況の報告を行うこと。

(オ) 工事完了時の注意事項

事業者は工事完了時に下記書類を提出し、本市の現場確認を受けること。

「社内自主検査報告書」「各種試験成績書記録の報告書」

「マニフェスト 集計表」「工事写真帳」「機器・器具完成図」「竣工図」

「諸官庁届出書（必要に応じて）」「各種機器・器具取扱説明書」

「あきる野市施設保全情報システム設備部位台帳」

(2) 既設設備等の撤去、リサイクル及び廃棄処分

ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守した上で、撤去工事を行う。

イ 撤去した設備等（空調設備、灯具本体、安定器、蛍光管等）については、撤去後の具体的な処理方法についても報告を行う。

(3) 維持管理・保証（無償修繕等）

ア 契約期間中、事業者は更新した全ての設備等の保障と維持管理（必要となる各設備の法定点検等も含む。）を行うこと。また、本市からの調査又は修繕依頼に基づき、更新した設備等の調査・修繕を行うこと。

イ 当該作業は本市が依頼をした日から起算して3営業日以内に調査を行い、修繕はできるだけ速やかに実施すること。ただし、緊急的な初期対応が必要な場合は、速やかに作業を実施するものとする。

ウ 生じた費用は、「10（3）本市と事業者との責任分担」によるものとする。

エ 保障・維持管理計画書を作成し、本市に提出すること。

(4) 省エネ効果の検証

ア 削減効果の検証

事業者は、本業務提案により示した光熱費削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するため、適切な計測・検証手法を用いて、本業務契約期間中における、コスト削減効果の検証を行うものとする。

イ 事業者の報告及び本市の確認

事業者は、上記の検証の結果並びに修理・交換等の記録を毎月本市に報告し、本市は当該報告の内容を確認する。

ウ 命令措置

本市は維持管理が計画通りでない場合、若しくは不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずることができる。

(5) その他

ア 事業者は、既設設備等の撤去工事及び更新設備等の設置工事において、優先的に本市市内事業者等（あきる野市災害時応援協定等を締結している業者。以下、「市内事業者」という。）を活用し、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

イ 設計施工期間満了までに工事が未完の場合、完工するまで、光熱費等の差額を事業者が負担すること。

ウ 本業務を実施する上で、検証に必要な設備の設置等についても本業務に含めること。

8 使用機器・器具に関する事項

(1) 空調設備機器

事業者の提案に委ねる。

(2) 照明器具

ア 電気用品安全法に適合した規格の機器であること。

イ JISC7550「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」における免除グループ全項目に該当しているものを使用すること。

ウ 既存の機器を改造して使用しないこと。

エ 意匠性、耐久性を考慮すること。

9 本事業において本市が求める提案

(1) 設計に関する提案

(任意様式：4枚以内)

ア 空調設備更新

(ア) 空調方式、設備機器に関する提案

(イ) 設置場所及び冷暖房効率に関する提案

(ウ) 建物への影響に関する提案

(エ) 空調設備の制御、運用に関する提案

イ 照明器具LED化

(ア) 照明器具本体に関する提案

(イ) 設置場所等に関する提案

(ウ) 照明器具LED化に伴う関連提案

(2) 施工に関する提案

(任意様式：3枚以内)

(空調設備更新及び照明器具LED化共通)

ア 安全管理に関する提案

イ 品質管理に関する提案

ウ 施工計画・工程管理に関する提案

エ 施工時期及び時間帯に関する提案

オ 市内事業者の活用に関する提案（市内事業者の参画数等）

(3) 維持管理に関する提案

(任意様式：2枚以内)

(空調設備更新及び照明器具LED化共通)

- ア 更新した設備等の保障と維持管理に関する提案
- イ 修繕等に関する提案
- (4) 環境及び省エネに関する提案 (任意様式：3枚以内)
 - (空調設備更新及び照明器具LED化共通)
 - ア 環境負荷低減、省エネ化及び効果検証に関する提案
 - イ 既存設備類の廃棄等に関する提案
- (5) 価格に関する提案 (任意様式：2枚以内)
 - (空調設備更新及び照明器具LED化共通)

10 事業実施に関する事項

- (1) 誠実な業務遂行
 - ア 事業者は、本事業の実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
 - イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。
- (2) 契約期間中の事業者と本市の関わり
 - 本事業は、事業者の責により遂行され、本市は本事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。
- (3) 本市と事業者との責任分担
 - ア 基本的な考え
 - 本事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。
 - イ 予想されるリスクと責任分担
 - 本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」(以下、「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で本事業提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
共通事項	提案書の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更		○	
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○	
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○	
	事業の中止・延期	本市の指示		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		○	○
		工事に必要な許可等の遅延によるもの		○	○
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○	
本市の事業放棄、破綻によるもの			○		
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更	○	○	
	用地の確保	資材置場の確保		○	
	設計変更	本市の指示条件、指示不備によるもの	○		
		事業者の指示、判断によるもの		○	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○		
事業者の指示、判断によるもの			○		
性能	要求仕様不適合		○		

	一般的改善	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（下記以外）	○	
		省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行		○
	金利	市中金利の変動		○
	事業範囲外の不具合	本事業遂行に当たって障害となる、事業範囲外の不具合	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	○	○
	設備等の損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する対象設備の損傷	○	
		その他の原因に起因する対象設備等の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は対象設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備等の損傷	○	○
	設備等の補償	対象設備等の製品としての不具合		○
	不可抗力	天災などの不可抗力による設備・対象設備等の損傷	○	
	設備等の不良	対象設備等が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	エネルギー消費量	設備等の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
計測・検証	設備等の不良	対象設備等が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	設備等の使用状況、稼働率の変動や運転管理方法の変更	○	

		天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超え対象設備が所定の性能を達成しない場合	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備等への損害、施設運営・業務への障害		○

履行場所

空調設備更新

あきる野市立一の谷小学校	東京都あきる野市引田 980 番地
あきる野市立五日市小学校	東京都あきる野市五日市 315 番地

照明器具LED化

あきる野市立東秋留小学校	東京都あきる野市野辺 1123 番地
あきる野市立多西小学校	東京都あきる野市草花 2885 番地
あきる野市立西秋留小学校	東京都あきる野市上代継 292 番地
あきる野市立屋城小学校	東京都あきる野市二宮東 1 丁目 12 番地 1
あきる野市立南秋留小学校	東京都あきる野市雨間 810 番地
あきる野市立草花小学校	東京都あきる野市草花 3130 番地
あきる野市立一の谷小学校	東京都あきる野市引田 980 番地
あきる野市立前田小学校	東京都あきる野市野辺 92 番地
あきる野市立増戸小学校	東京都あきる野市伊奈 1173 番地
あきる野市立五日市小学校	東京都あきる野市五日市 315 番地
あきる野市立秋多中学校	東京都あきる野市二宮 334 番地
あきる野市立東中学校	東京都あきる野市平沢 200 番地
あきる野市立西中学校	東京都あきる野市上代継 190 番地
あきる野市立御堂中学校	東京都あきる野市草花 3322 番地
あきる野市立増戸中学校	東京都あきる野市伊奈 1181 番地
あきる野市立五日市中学校	東京都あきる野市五日市 400 番地